相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市井口新田二七九番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山崎　幸広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　事務所新潟県長岡市三和三―一二三―一五　小野塚ビジネスセンタービル二階　船山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　船山　尚吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町上川去第一六号二三番地、最後の住所福井県丹生郡越前町上川去第二四号一番地九上川去団地一七八号　被相続人　亡　河合　孝基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　事務所福井県越前市蓬莱町三番三二号蓬莱ビル二階市川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　市川　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市広瀬町五五〇番地、最後の住所三重県鈴鹿市広瀬町五四八番地の一　被相続人　亡　豊田　種弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　三重県四日市市諏訪栄町二番四号ファーストビル二階　稲七総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　服部　一孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区戎本町一丁目四番地八、最後の住所大阪府羽曳野市南恵我之荘二丁目八番一九号　被相続人　亡　小松　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　大阪府東大阪市鴻池本町六番二七号　相続財産管理人　弁護士　田中　稔子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂郡坂越村坂越五〇四番屋敷全居、最後の住所兵庫県赤穂郡坂越村坂越五〇四番屋敷　被相続人　亡　千種梅太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　兵庫県佐用郡佐用町佐用一九五番地　相続財産管理人　小松　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市西町二六五番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大西　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　奈良市西御門町二番地西御門服部ビル五階　相続財産管理人　以呂免義雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取縣會見郡青木村三九番屋敷、最後の住所鳥取県西伯郡尚徳村大字青木三九番屋敷　被相続人　亡　長谷川近**藏**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一〇番一八号　相続財産管理人　中井　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町虫明四三五三番地、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町虫明四五一七番地五　被相続人　亡　野﨑　博男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号　大三ビル二階首藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　首**藤**　和司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡松前町大字徳丸二二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　守哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号　相続財産管理人　河渕　孝幸

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十一月十九日

一、墳墓等所在地　埼玉県草加市瀬崎二―三七―三

一、墳墓等の名称　善福寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　宮田家　埼玉県草加市瀬崎町一〇三四番地　宮田徳三郎、本籍不詳　宮田いと、金田愛子家（大熊家）　埼玉県草加市高砂一丁目二四九番地　金田繁次、本籍不詳　大熊もと、大熊章平、孫次郎、はつ、君子、栗原とよ子家　埼玉県草加市瀬崎町七五番地　栗原はつ、本籍不詳　栗原なみ、栗原由太郎、栗原スイ、栗原きく、栗原吉、栗原アサ、栗原美代子、栗原むめ、栗原勇吉、栗原熊蔵、蓮見弘家　東京都足立区西新井栄町一丁目一一五〇番地　蓮見信夫、蓮見チイ、新井博家　埼玉県草加市谷塚町一〇六二番地　新井儀平、本籍不詳　小倉三郎、小倉則秀、小倉良子

以下本籍全て不詳　浅古家　清八、米蔵、浅古か祢、定一、増右エ門、浅古昇、浅古定エ門、不詳八名、鎌倉家・糠澤家　鎌倉フエ、鎌倉ひさ、糠澤太次郎、糠澤マス、不詳二名

一、改葬を行おうとする者　埼玉県草加市瀬崎二―三七―三　宗教法人真言宗豊山派善福寺　僧籍　小倉　恵瑛　代表役員　生沼千枝子

債権申出の公告（第一回）

当社（旧パナソニックテレコム株式会社）の規約型企業年金は平成二十四年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十九日　東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号　アイ・ティー・シーネットワーク株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　朝見　正司

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成24年11月19日　東京都千代田区紀尾井町３番30号　公益社団法人不動産保証協会

記

年度	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保798	有限会社西札幌産研	北海道知事石狩(4)6285	北海道札幌市手稲区富丘1条5―1―22	1000万円
平24不保799	北誠ホームズ株式会社	北海道知事石狩(1)7634	北海道札幌市東区伏古5条4―1―9	〃

（代表者の氏名）　小野圭二　代表取締役　北橋克也　代表取締役